

令和7年度（2025年4月）入学

新入生保護者資料



〔令和4・5・6年度の研究委嘱〕

戸田市教育委員会委嘱

「個別最適な学びと協働的な学びの視点を取り入れた授業実践」



戸田市立笹目中学校

〒335-0034

埼玉県戸田市笹目4丁目38番地の1

電話（048）421-1462

FAX（048）422-6094

URL : <http://www.toda-c.ed.jp/site/sasame-j/>

facebook: <https://www.facebook.com/sasamejf/>



校 章 の 趣 旨



厳しい学問への真摯な態度を表徴した三本のペンを「人」文字に配し共に力を合わせ、助け合う豊かな人間育成をめざしつつ、創立当時の教育目標である「自ら学ぶ」「考えて行動する」「進んで働く」の三つの柱をこのペンに託した。また、ペンの間には戸田市を代表する郷土の「さくら草」の花びらをデザイン化した。

学校教育目標

未来を見据え 今を生きる ～自立・協働・創造～

学校経営の重点

☆☆☆生徒が主役 ～生徒が自分事で学ぶ、活動する～☆☆☆

○授業デザイン、授業改善 ○ICTで付加価値

○教育相談、特別支援教育の充実 ○地域力の活用

校 歌

作詞 田中 幸男
作曲 藤田 久

一 朝の陽を両手に受けて
踏みしめる若い武蔵野
爽やかな未来の夢を
限らない大空に画いて
我等は集う あゝ笹目中

二 荒川の流れに学ぶ
歳月の過ぎて行くさま
たくましい心と身体
鍛えぬくその時は尊く
我等は励む あゝ笹目中

三 自らの力で歩み
自らの道を求める
巣立つとも思い出宿る
木犀の花薫る学舎
我等は競う あゝ笹目中

I. 日課表等 (令和7年度予定)

1 教育課程

学年	1 年			2 年			3 年		
学期	1	2	3	1	2	3	1	2	3
国語	4	4	4	4	4	4	3	3	3
社会	3	3	3	3	3	3	4	4	4
数学	4	4	4	3	3	3	4	4	4
理科	3	3	3	4	4	4	4	4	4
音楽	1.5	1	1.5	1	1	1	1	1	1
美術	1.5	1	1.5	1	1	1	1	1	1
保健体育	3	3	3	3	3	3	3	3	3
技術家庭	2	2	2	2	2	2	1	1	1
英語	4	4	4	4	4	4	4	4	4
道徳	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特別活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合的な 学習の時間	1	2	1	2	2	2	2	2	2
合計	29	29	29	29	29	29	29	29	29

2 教職員構成 (令和6年度)

職名	男	女	計
校長		1	1
教頭	1		1
教務主任	1		1
教諭	22	12	34
養護教諭		1	1
事務	1	1	2
校務員	1	1	2
ALT	1		1
さわやか相談員		1	1
ボランティア相談員		2	2
スクールカウンセラー		2	2
本好きサポーター		1	1
アクティブ ティーチャー		1	1
スクールサポーター	1		1
合計	28	23	51

3 日課表

生徒登校	～ 8:30		
朝の会	8:30 ～ 8:38		
1 時間目	8:45 ～ 9:35		
2 時間目	9:45 ～ 10:35		
3 時間目	10:45 ～ 11:35		
4 時間目	11:45 ～ 12:35		
給食	12:35 ～ 13:05		
昼休み	13:05 ～ 13:25		
5 時間目	13:30 ～ 14:20		
	月曜日	火・水・金曜日	木曜日
6 時間目		14:30～15:20	14:30～15:20
清掃		15:20～15:35	
帰りの会	14:20～14:30	15:35～15:45	15:20～15:30

部活動	3月～10月（新人戦まで）	18:00完全下校
	10月（新人戦敗退後）～2月	17:30完全下校

Ⅱ. 中学校での学習について

1 目 的

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としています。

2 中学校での学習について

3年間で、自分の適性を考え、自らの将来を切り拓く意欲と能力を養うことが目標となります。

(1) 中学校での学習

① 中学校での学習

ア 教科 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外国語

特別の教科道徳 総合的な学習の時間 特別活動

※定期テスト：日常の学習の成果を図るために行います。

※全国学力・学習状況調査 埼玉県学力・学習状況調査

イ 生徒会活動、学校行事、部活動など、生徒が自主的に取り組む場が多くなります。

② 授業を大切に

ア 意欲をもって主体的に参加する。仲間との対話や協働の場を大切にする。

イ 忘れ物をしない。

ウ 家庭学習の習慣を身に付ける。

○学習したことを確かなものにするために、毎日学習する。(予習・復習・宿題)

○学校の学習だけでなく、進んで読書や自主学習に取り組む。

○定期テスト前は、テスト範囲表を見ながら計画的に復習する。

○身近な課題について「自分の頭で考える」習慣を身に付ける。

③ お子様に意欲をもたせるには

ア 将来何になりたいか、話し合うようにする。(夢や目標をもたせる)

イ 子どもの長所を具体的に褒めて伸ばす。

ウ テストの点数だけで評価せず、努力している姿勢やプロセスを褒める。

(2) 進路選択について

中学校では、生徒一人一人が自分の将来の生き方について、必要な能力や態度を身に付けるための学習を行います。

① 家庭では

ア 進学・就職することが、自分の将来の生き方においてどんな意味や価値があるのか

「自分なりの意思や考え」をしっかりとらせる。

イ 1年生のときから、お子様の将来の進路について考え、親子で話し合う機会を積極的にもつようにする。

② 進路を切り拓くために

ア 着実な学習 ※積み重ねが実力につながります。

イ 意欲的な生活

○自分でできることは自分でする。

○自分のもっている力を発揮する。

ウ 自分のことをよく知る

○自分の特技や長所

○興味や関心があること

○社会とのつながり

学校では、主に集団生活の中で一人一人の生徒がよりよく生きる力を養うことを目指します。そのため、学習集団（学習、部活動など）に適応できるよう指導することが中心となります。そこで、学校と家庭・地域の間の相互理解と信頼が最も大切であると考えております。もし、お子様のことで悩みがありましたら、遠慮なく御相談ください。（校内に「さわやか相談室」Tel 4 2 2－6 9 1 1もあります。）学校からも必要に応じて連絡をとります。状況によっては、学校にお越しいただいたり、こちらから家庭訪問して相談したりする場合もございますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

1. 特に指示のない場合、学校に来るときは標準服を着用する。
2. 登下校は決められた通学路を通り、原則として自転車通学は認めない。
3. 登下校の時間を守る。
4. 遅刻や欠席をする場合は、google フォーム等で保護者から学校へ連絡する。
5. 登校後は許可なく学校の外へ出ない。
6. 登下校中には寄り道、買い食いはしない。
7. 通学カバンは、学校指定のものを使用する。
8. 学校で必要なもの以外は持って来ない。
9. 公共物を大切に扱う。
10. 他人の迷惑となる行為はしない。
11. 中学生として法律やルール等で禁止されている場所へは立ち入らない。
12. アルバイトは原則として禁止する。

	男子	女子
夏期	・ 上は白ワイシャツ(半袖可) ・ 下は標準服 ・ 装飾のない黒の革ベルト	
		・ リボンなし ・ サマーベスト(※3)

- ※3 サマーベストは、特に着脱の規定はない。

	通常期	夏季	・通常期から夏期への移行期間は 5月1日から5月31日とする。 6月1日をもって衣替えとする。 ・夏期から通常期への移行期間は 10月1日から10月31日とする。 11月1日をもって衣替えとする。 *制服の下に体育着を着用 ・異装をその場で直せない場合は、一度家に帰り正しい服装に直してから再登校する。
男子			
女子	 	   	

2 服装・頭髪規定細則

(1) 靴下について

- ・男女とも白、黒、紺、グレーの単色ソックスとする。※ワンポイント・ライン可。
- ・長さは上履きのかかとから完全に出るものとする。
- ・冬服期に限り、タイツ・ストッキング・レギンス着用可。ただし無地の黒とする。
※タイツ・ストッキングでは靴下の着用は自由。レギンスでの靴下は着用する。
※着用する場合、制服・ジャージを上に着ること。

(2) 通学靴について

- ・色の指定はしない。 ・紐が結べる運動靴とする。 ・靴紐はきちんと結ぶ
(革靴、ハイカットの靴、サンダル、スニーカー、スパイク等は不可)
- ・雨天の場合は、長靴の使用を認める。

(3) カバンについて

- ・学校指定のカバンとする。荷物が多い場合は別途手提げ袋等を使用してもよい。
- ・バッグには(所有者を識別する目的で)キーホルダーは1つまでとする。

(4) 防寒着について

①セーター

- ・色は黒、紺、グレーの無地とする。(袖、襟のライン程度は可)
- ・標準服の上着からはみ出す等、身体に合わない大きさのものは着用しない。
- ・登下校時や学校生活で、セーターだけで過ごさない。
- ・カーディガンは不可。

②コート

- ・ウィンドブレーカーや、黒・グレー・紺の無地のダッフルコート、P コート等とする。
- ・コートは登下校時の着用とする。

③その他の防寒具

- ・手袋、マフラー、ネックウォーマー、イヤークォーマーについては特に規定しない。
- ・カイロ(使い捨てを含め)については、使用法さえ間違えなければ持参可とする。
- ・インナーは白、黒、紺、グレーの単色とし、外から見えないようにする。
- ・授業中のひざ掛けの使用を認める。ジャージやコートなどで代用することは認めない。

(5) 頭髪・眉について

○学業に支障のない、清潔感のある髪型・眉とする

- ・前髪は目にかからない長さとする。
- ・髪が肩についた場合、結ぶ。
- ・髪を留める場合、飾りのない、黒色のアメリカンピン・パッチンピンを使用する。
- ・髪を結ぶ場合、飾りのない、黒・紺・茶のゴムを使用する。
- ・染色、脱色、パーマ、奇抜な髪型、整髪料の使用を禁止とする。
※配慮を必要とする場合は、保護者から学校へ相談してください。

3 その他の持ち物について

- ・授業に関係のないものは持ってこない。
- ・制汗シートは無香料のもののみ使用可、制汗スプレーは使用不可とする。
- ・日焼け止めは無香料の塗るタイプのものとし、スプレーは使用不可とする。
- ・リップクリーム、ハンドクリームは、無色・無香料の使用は可とする。
- ・化粧やアクセサリーの着用は禁止とする。
- ・コンタクトレンズは、無色のものを使用し、カラーコンタクト等は禁止とする。
- ・マスクの色の指定はしないが、落書きやシールなどで、デコレーションすることは不可。
- ・ここに掲載のないものについては、生徒指導委員会等で協議する。
- ・家庭学習で使用する予定のない教材等は、学校に置いておくことを認めております。

Ⅳ. 部活動について

1 活動のあり方について

- (1) 生涯にわたって趣味や特技を生かし、余暇の活用と豊かなライフスタイル形成に役立つ活動とする。
- (2) 上級生と下級生が、ともに励まし合って協力し、より豊かな人間関係を築ける活動とする。
- (3) 顧問の指導のもとに生徒の自発的・自主的な活動とする。
- (4) 自分の趣味・関心を追求することによって満足感や成就感を味わい、学校生活をより楽しく充実させるための活動とする。
- (5) 自分の役割を果たし、他人への思いやりや協力する態度を育てる活動とする。
- (6) 生徒の健康や安全面を考慮し、活動が過度になりすぎたり、生徒の加重負担になったりしないように配慮する。
- (7) 校長が承認した教員以外の指導者（外部指導者）は、市等へ登録するとともに、学校や顧問の指導方針に従い、技術指導を行う。
- (8) 規則ある活動とするため、活動に伴う基本的なルールやマナーを守る活動とする。

2 笹目中学校の部活動について

- (1) 意 義：心身を鍛える。趣味・特技を伸ばす。友達をつくる。

- (2) 入退部について

①新入生には、入学直後に生徒会によるオリエンテーションを行います。オリエンテーション後、仮入部期間を経て部結成を行います。部結成後、正式に入部(4月下旬から5月上旬)となります。

②入退部については、必ず保護者、担任、本人及び顧問と十分話し合ってください。

- (3) 活動時間等

「戸田市笹目中学校部活動方針」に基づき、活動時間を設定しています。

① 朝練習は原則実施しません。

② 平日の活動時間は1日2時間以内とします。学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は3時間程度以内とします。

③ 各部活動、中体連主催の2大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により②の例外で実施する場合があります。

④ 最終下校時刻 「日課表」(P1参照)

⑤ 夏休み、冬休み、春休み、土・日曜日、祝日等も練習する場合があります。

- (4) 中学校体育連盟主催の運動部の主な試合

※その他団体が主催する大会に部活独自で参加する場合があります。

	二市(戸田・蕨) 予 選 会	県 南 大 会	県 大 会
学校総合体育大会	5～6月	6月下旬	7月下旬
新人兼県民総合スポーツ大会	9～10月上旬	10月上旬	11月上旬

- (5) 費用 各部部費(個人負担)

戸田市部活動方針

平成30年8月
(令和5年4月 一部改定)

は じ め に

部活動は、これまで、顧問の教師や保護者、地域の人々に支えられながら、興味や関心を共通にする生徒の自主的・自発的な参加による取組として親しまれてきた。部活動において、生徒はそれぞれが目標を持って努力し、学年や学級を超えて互いに切磋琢磨し合う中で、仲間との連帯感や協調性、自主性、責任感、自己肯定感などを養ってきた。

一方で、大会等に向けた過度な練習による教師の多忙化や生徒の肉体的、精神的な負荷による学業への影響等の課題が顕在化していたため、その実態と生徒や保護者、教師等のニーズを踏まえ、学校における部活動の運営体制を根本的に見直す必要が指摘されていた。そこで、本市教育委員会は平成 29 年 10 月に校長会、教頭会、各中学校の部活動顧問、部活動指導員及び P T A の代表から成る「戸田市部活動の在り方検討委員会」を設置し、本市における部活動の実態を明らかにするための実態調査を行うとともに、適正かつ継続的な部活動の運営体制の在り方に係る方向性を議論し、これを踏まえて「戸田市部活動方針」を策定した。

今後、本市教育委員会は本方針を各学校や関係者に十分周知する。また、各学校は本方針を踏まえて部活動に係る活動方針を定め、校長のリーダーシップの下、関係者と連携しながら持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

目 次

1	部活動の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	各学校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 活動計画の共有	
	(2) 休養日の設定	
	(3) 活動時間の設定	
	(4) 早朝練習の禁止	
	(5) 参加する大会等の精選	
	(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等	
3	教育委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

1 部活動の位置付け

部活動の法的位置付けについて、中学校学習指導要領（平成29年改訂）においては以下のように示されている。ここに示すとおり、部活動は教育課程外に行われる学校教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという特性を持つ。学校教育全体で目指す資質・能力の育成に資するよう教育課程との連携を図るべきこと、また、関係者との連携等を通じて部活動の持続可能な運営体制を整備すべきことが求められている。

○中学校学習指導要領（平成29年改訂）（抄）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 各学校の取組

（1）活動計画の共有

部活動の顧問となる教師（以下「部活動顧問」という。）は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の活動計画を作成し、関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、担当する部活動の目標や方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会やコンクール（以下「大会等」という。）を明確にした年間及び月間の活動計画を作成する。このうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前々月までに作成し、それぞれを校長に提出する。
- ② 校長は、提出された活動計画を確認し、生徒及び部活動顧問の負担への配慮等の観点か

ら必要に応じて指導する。

- ③ 部活動顧問は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

(2) 休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

なお、定期テストの1週間前及び学校閉庁日は休養日とする。

- ② 中学校体育連盟が主催する2大会（学校総合体育大会・新人体育大会）や吹奏楽連盟が主催する2コンクール等（県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト）に参加する場合は、その開催日の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮する。

(3) 活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は3時間程度以内とする。

- ② （2）②の大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないよう配慮する。

(4) 早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

(5) 参加する大会等の精選

休養日や活動時間の例外を設けることができる2大会等を含めた大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するに当たっては、部活動顧問は費用負担や交通手段も含めて保護者に十分な説明を行う。

(6) 体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等

部活動顧問は、上記「1. 部活動の位置付け」に示すような部活動の位置付けを踏まえ、大会等における勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底する。特に、以下のことに留意する。

- ① 部活動顧問は、指導と称して殴る・蹴るなどの暴力を行わないのはもちろんのこと、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるため許されないとの認識を持ち、これらの行為を絶対に行わない。
- ② 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒と保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動については、部活動実施前の準備運動と実施後の整理運動をしっかりと行わせる。器具や用具を使う場合は、使用前の安全確認と使用方法を生徒に十分に指導する。
- ④ 部活動を行う場合には、部活動顧問が学校の敷地内にいることとし、特に早朝練習を行う場合には部活動顧問が必ずこれに立ち会う。部活動顧問がこれらを行えない場合には、代理の者にこれを行わせることができる。
- ⑤ 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては水分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮する。また、暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。
- ⑥ 部活動顧問は、生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態には常に留意し、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず早期に対応する。生徒の健康状態については必要に応じて保護者とも情報共有をする。
- ⑦ 各学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。緊急時には消防機関等と適切に連携して対応する。

3 教育委員会の取組

本市教育委員会は、各学校における部活動の持続可能な運営体制の構築と質の高い部活動を通じた生徒の資質・能力の向上のため、産学官民と連携しながら、部活動顧問の負担軽減や指導の充実等を促すための取組を積極的に行う。例えば、各学校のスポーツ施設等との連携や部活動指導員の積極的な活用を支援していく。

(参考) 部活動指導員については、平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により制度化され、部活動顧問を伴わない生徒の引率や指導が可能となった。

附則

この方針は、平成30年8月1日からの運用とする。

附則

この方針の一部を改定し、令和5年4月1日からの運用とする。

V. 学校保健について

中学時代は、心身ともに大きく成長する思春期を迎えます。同時に、自分で考えて健康になるための実践や行動（自立）をしていく時期でもあります。よりよい成長をするには本人の努力と保護者や周囲の大人の協力が必要です。

<保健室からのお願い>

- (1) 毎朝、家庭で健康観察を行い、体調をよく見てから登校しましょう。
- (2) 保健室は、医師にかかるまでの**応急処置を行う場**です。継続して毎日同じ手当てや学校外で起きたけが、病気の手当てではできません。
また、薬アレルギー等の危険性がある為、保健室では**内服薬の用意はありません**。
- (3) 欠席・遅刻・早退・体育の見学をする場合は、保護者が **Google Form** 等で連絡してください。
なお、欠席連絡は朝 8：15 までにお願いします。

※感染症にかかったときは、**自己の安全ばかりでなく、他者への感染も考慮し**、早めに医療機関を受診し指示を仰いでください。医師の許可が出るまでは登校はできません。下記の感染症の場合は、学校感染症として扱われ出席停止となり、欠席とはなりません。

また、医師の許可が出て登校する場合は、**特に医師の証明は不要です**。担任または養護教諭にお知らせください。

学 校 感 染 症
新型コロナウイルス感染症
インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 溶連菌感染症
結核 感染性(ウイルス性)胃腸炎 マイコプラズマ感染症 等
その他、医師から感染の恐れがあると診断された病気
<u>※出席停止の期間は、学校保健安全法に基づきます。</u>

- (4) 保健調査・緊急連絡先の記入について
生徒が安全で健康な学校生活が送れるよう、一人一人の状態を知り、万が一のための体制を整えています。下記の内容について御協力ください。

①保健調査

今までかかった病気や体質・持病・運動制限・学校生活上配慮が必要な心身の健康状態を記入してください。

②生徒家庭連絡票（緊急時の連絡方法）

- ・急病・けが等で至急保護者の方に連絡をとる際に必要となります。
- ・携帯番号や勤務先等、記載内容の変更があればすぐにお知らせください。
- ・保護者に連絡がつかないと、場合によっては救急車で搬送されても処置できないケースもあります。携帯・自宅以外も（勤務先など）、もれなく御記入下さい。
- ・保険証番号については、緊急時に医療機関へ搬送する場合、保護者の方が病院に到着できない際に使用します。

(5) 学校管理下における事故などの医療費給付について

戸田市教育委員会では、市内小中学校に在学するお子さんの不慮の事故に備えて『日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』に加入しています。
掛金は市の補助金と学校諸費用積立金から支出し、現金の集金はありません。

日本スポーツ振興センターの給付対象

- ・学校管理下（登下校中も含む）で起きた災害に対して、治療費や見舞金の給付を受けることができます。ただし、第三者行為による災害で損害賠償などを受けた場合（交通事故など）、その適用は除外されます。
- ・給付金申請の書類は本人の申し出によりお渡しし、手続きを開始します。
学校管理下でけがをし、医療機関にかかった場合は必ず学校へ報告してください。
- ・医療費の総額が5,000円以上（保険証使用でおおむね1,500円以上）が対象となります。
- ・給付を受ける権利は事故発生日より2年間です。2年を経過すると時効により給付を受ける権利が消滅します。

※平成25年1月より、戸田市では子ども医療費助成制度が拡充し、入・通院ともに高校卒業まで全額助成となり、戸田・蕨市内の医療機関等にて窓口払いなしで受診することができます。学校管理下での災害につきましては、今までどおり日本スポーツ振興センターを優先して手続きしていただきます。

スポーツ振興センター

加入制度について詳しくは、**入学時に配付される加入申込書の説明**をよくお読みください。

Ⅵ. 第 1 学年の会計について（参考例）

納入額

生徒会費		400 円(※1)
生徒活動応援費		500 円(※1)(※2)
給食	4,600 円×11ヶ月	50,600 円(※3)
旅行積立(スキー教室費)		30,000 円
学年費		22,000 円
手数料	55 円× 8ヶ月	440 円
合計		103,940 円

月ごとの納入額(円)

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
生徒会費	400								400
生徒活動応援費	500								500
給食費	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	9,200	9,200	9,200	50,600
旅行積立			10,000	10,000	10,000				30,000
学年費	11,000	11,000							22,000
手数料	55	55	55	55	55	55	55	55	440
合計	16,555	15,655	14,655	14,655	14,655	9,255	9,255	9,255	103,940

(※1) 生徒会費と生徒活動応援費は 5 月に 1 年分を集めます。

(※2) 生徒活動応援費は**家庭数**にて集めます。500 円/年となります。

(※3) 給食費は 12 月までに 11 ヶ月分を集めます。

納入方法など

- ① 巢鴨信用金庫の普通預金口座からの自動引落で納入していただきます。(5 月～12 月)
 - ② 引落日：毎月25日（25日が土・日・祝の時は翌営業日）
※業者への支払いの都合上、5月分のみ引き落とし日が**10日**となる予定です。
 - ③ 引き落としができなかった場合は、指定の口座に振り込んでいただきます。
 - ④ 最初の手続き：
 - ・口座振替依頼書に記入例を見て記入・捺印してください。(シャチハタ不可)
 - ・巢鴨信用金庫で預金口座振替依頼書(別紙)に確認印をもらう。
 - ・口座振替依頼書の2枚目(企業用)②を**3月25(火)**の新生生1日入学の時に小学校から配布された封筒に入れて提出してください。
- ※兄弟が笹目中に在籍していて、口座が同じでも生徒1人につき1枚口座振替依頼書の提出が必要となります。

記入例

巢鴨信用金庫

預金口座振替依頼書

(1枚目)

銀行へ提出

(金庫用) ①

依頼日

令和 〇年 〇月 〇日

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名

戸田市立笹目中学校

()内は生徒氏名を記入下さい。

住所	(〒335-0034) (TEL 048-421-1462)	
お申込者	フリガナ ササメ タロウ (ササメ ハナコ)	
氏名	笹目太郎 (笹目花子)	様
預金者名	フリガナ ササメ タロウ	お届印
氏名	笹目太郎	様
指 定	巢鴨信用金庫 西戸田 支店	預金種目
預金口座	金融機関コード 1 3 5 6 店舗コード 0 1 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7	(普通) 2.当座 3.その他 (総合)

※2枚目にもご捺印願います。

預金口座振替規定

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。
なお、この届出がないまま長期間にわたり企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、私と収納企業において解決するものとし、金融機関がその責を負わないことに異議ありません。 以上

金融機関使用欄 (不備返却事由)	検 印
1. 印鑑相違 2. 預金取引なし 3. 記載事項等相違 店名、預金種目 口座番号、口座名義 4. その他	印鑑照合
備考	受付印

〔収納企業記入欄〕

料金等の収納依頼企業名	代金等の種類	振替開始
戸田市立笹目中学校		令和 年 月 支払分より

預金者 → 収納企業 → 巢鴨信用金庫

記入例

預金口座振替申込書

(2枚目)

学校へ提出

(企業用) ②

依頼日

令和 〇年 〇月 〇日

収納企業名

戸田市立笹目中学校

住所	(〒335-0034) (TEL 048-421-1462)	
お申込者	フリガナ ササメ タロウ (ササメ ハナコ)	
氏名	笹目太郎 (笹目花子)	契 約 印
預金者名	フリガナ ササメ タロウ	
氏名	笹目太郎	
指 定	巢鴨信用金庫 西戸田 支店	預金種目
預金口座	金融機関コード 1 3 5 6 店舗コード 0 1 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7	(普通) 2.当座 3.その他 (総合)

※必ず、巢鴨信用金庫の
窓口で確認印を受け
下さい。

金融機関確認欄
年 月 日
2024. 2. 22
巢鴨信用金庫 西戸田支店

私は、下記の代金等を預金口座振替により支払うことといたく、上記のとおり申込いたします。

料金等の収納依頼企業名	代金等の種類	振替開始
戸田市立笹目中学校		令和 年 月 支払分より

預金者 → 収納企業

Ⅶ. 入学までの準備

1 新入生体験入学について

日 時 : 令和7年3月25日(火) 9:00～11:00 (受付8:40～)

場 所 : 笹目中学校 武道場「飛翔館」集合

内 容 : ①新入生テスト(国語、算数)

学級編制および入学後の学習指導の資料として活用いたします。

②入学までの準備と中学校生活についての説明

服 装 : 普段着(小学校の登校時の服装で大丈夫です。)

持ち物 : 筆記用具、上履き(小学校で使用していたもの)、外履き入れ(ビニール袋)

※ 当日は徒歩でお越しください。自転車通学は認めておりません。

※ **携帯電話・スマートフォン・タブレット等は持ち込まない**ようお願いします。

※ 発熱や風邪の症状等体調不良が見られる場合は出席をお控えください。

欠席する際は中学校まで御連絡ください。(048-421-1462)

※ やむを得ない事情により、事前に欠席することがわかっている場合も中学校へ連絡してください。

2 入学式までに準備するもの

① 標準服等 ② 学校が指定している黒いリュックサック

③ 体育着(白半袖、ハーフパンツ) ④ ジャージ ⑤ 上履き(緑色)

中学校区で推奨する取扱店

大洲洋品店 新曽南2-1-20(中央通り二枚橋交差点前) Tel 441-2251

【営業時間】 9:00～18:00 【休日】月曜日

寿洋品店 美女木2-12-11(美女木二丁目信号・美女木交番そば)

Tel 421-2293

【営業時間】 11:00～18:00 【休日】日曜日・祝日

※男子・女子ともに標準服については、他店でも購入できます。

3 その他

各教科の学習用具については、入学後に紹介します。

入 学 式

入 学 式 日 時 令和7年4月8日(火)

新 入 生 登 校	12:15	～	12:30
学 級 活 動	12:30	～	13:15
保 護 者 受 付	12:50	～	13:10
式 典	13:30	～	14:10
学 活	14:10	～	14:30
写 真 撮 影(生徒のみ)	14:35	～	15:00

入学式 服 装 : 標準服

持ち物 : 笹中バック(学校が指定している黒いリュックサック) 筆記用具 上履き

事 務 連 絡

保護者 各位

戸田市 学校給食課長

学校給食費について（お願い）

皆様方にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校給食は在学する全ての児童生徒に対して実施することになっております。

戸田市では安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいりますので、皆様方には学校給食費の期限内納入に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、学校給食費の納入をより一層推進するため、入学時に別紙「戸田市学校給食承諾書」の提出をお願いしております。このことは、保護者様と戸田市が給食の提供を書面にて確認する形式とするものです。

大変お手数をおかけいたしますが、学校給食の運営に必要な書類となりますことから、この趣旨を御理解いただき、入学する学校の入学時に御提出いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

戸田市教育委員会事務局 学校給食課

電話 048-442-5065

戸田市学校給食について

《学校給食の目標》

- ・適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・日常生活の食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営む判断力を培い、望ましい食習慣を養う。
- ・学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。

《学校給食費のお支払いについて》

学校給食費は、学校給食法により、保護者に負担していただくことになっております。毎月各学校が徴収し、学校が戸田市の指定口座に振り込んでいます。

《学校給食費について》

- ・小学校 月額 4,000円 一食単価 244円
- ・中学校 月額 4,600円 一食単価 281円

納入していただく上記の給食費は、給食の主食や副食等食材の購入をするための費用となっており、給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等を含めると、実際の一食単価は500円以上の費用が掛かっていますが、その差額については市が負担をしております。

《就学援助制度について》

戸田市では、小・中学生を養育している保護者で、経済的な理由などにより学用品費や給食費のお支払でお困りの御家庭に対して、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。詳しくは、戸田市教育委員会事務局学務課までお問い合わせください。

《学校給食費の減免》

戸田市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒の一定の要件の下、3人目以降の児童及び生徒の学校給食費について減免いたします。

※なお、令和7年度の実施事業内容により、制度が変更となる場合があります。

《学校給食費が未納になると》

期限内に納めていただいている保護者との公平性が確保できないことに加え、給食食材の購入にも影響を及ぼし、学校給食の運営に支障をきたすことになります。

《学校給食予定献立表について》

学校給食予定献立表は、通学する学校を通して毎月、配付いたします。

《アレルギーについて》

食物アレルギーを有するお子様につきましては、給食センター受配校、単独調理場設置校で対応が違いますので、各学校に御相談いただき、後日、個別面談により、決定させていただきます。

なお、「そば、ピーナッツ、木の実類・種実類（カカオ、栗、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く）、キウイ、いくら」は、学校給食では使用しません。

1. 学校給食センター受配校の場合

- ・対応食材について

卵、乳

- ・対応について

除去食は「卵・乳・卵と乳」の3パターンです。

- ・適応外について

対応食材以外にアレルギーを保有している場合。

例：「卵と小麦」のアレルギーを保有している場合は除去食の提供はできません。

- ・提供給食について

① 対応食材を除去したものを個別の容器に入れて提供します。

② 汁物、煮物、炒め物の対応となります。

※加工品や学校へ直接配送される食品（主食類、デザート等）は除去の対象外です。

③ アレルギー該当食材が出る献立の日は、安全面の配慮からおかわりは禁止です。

④ 除去食のない日は通常の給食を提供します。

アレルギー食調理室は、専用の調理室ですが、食材搬入口、給食配送口などの調理施設は共有ですのでアレルゲンの微量混入が完全に否定できないことをご了承ください。

2. 単独調理場設置校の場合

単独調理場の各学校の施設、設備を考慮し可能な範囲で除去食を提供します。

除去食を基本とした対応をしますが、原因食品が多く給食では対応できない場合やアナフィラキシーなど症状が重い場合、調味料やコンタミネーションに反応してしまう場合には原則弁当持参とします。

戸田市学校給食承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 戸田市長

私は、下記児童生徒の保護者として、通学する学校を卒業するまでの間、学校給食の提供を受けることを承諾します。つきましては、戸田市が定める学校給食費を納入することを約束いたします。

記

※下記の枠内を御記入ください。

保護者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	

児童・生徒	フリガナ		学 校 名	学年	性別
	氏 名		戸田市立 学校	年	男・女
	生年月日	平成 年 月 日			

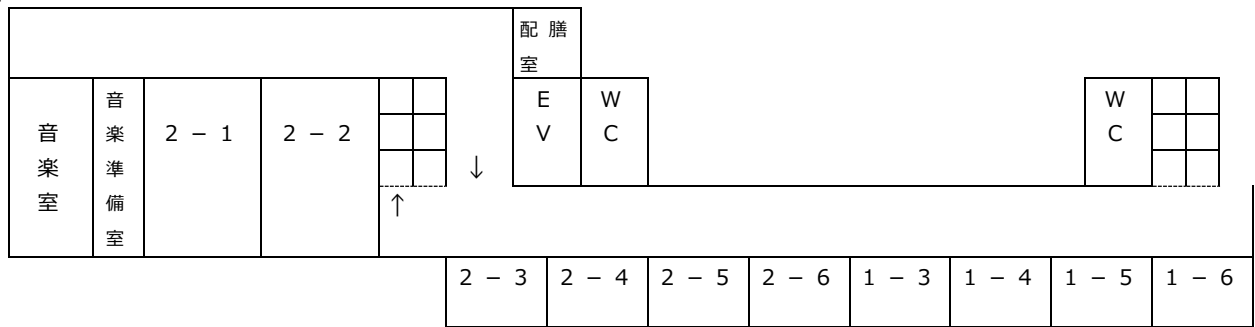
※ この承諾書は、児童生徒1人につき1枚ずつ記入し、通学する学校へ提出してください。

※ 理由なく学校給食費を滞納した場合、納入義務者（保護者）の方へ法的措置をとることがあります。

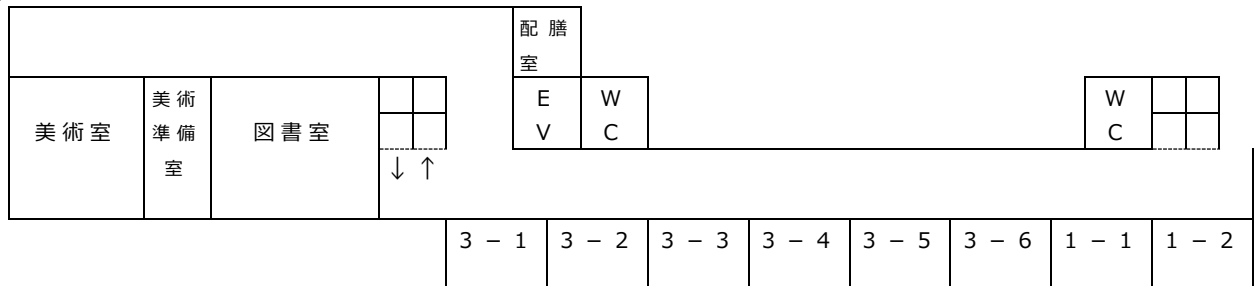
お問い合わせ先
戸田市教育委員会事務局 学校給食課
電 話 0 4 8 - 4 4 2 - 5 0 6 5

令和 6 年度 校舎配置図

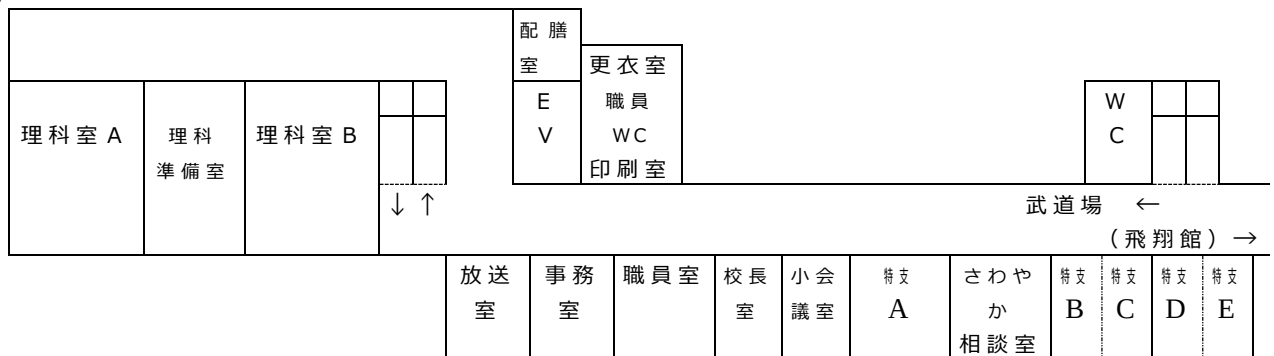
4 階



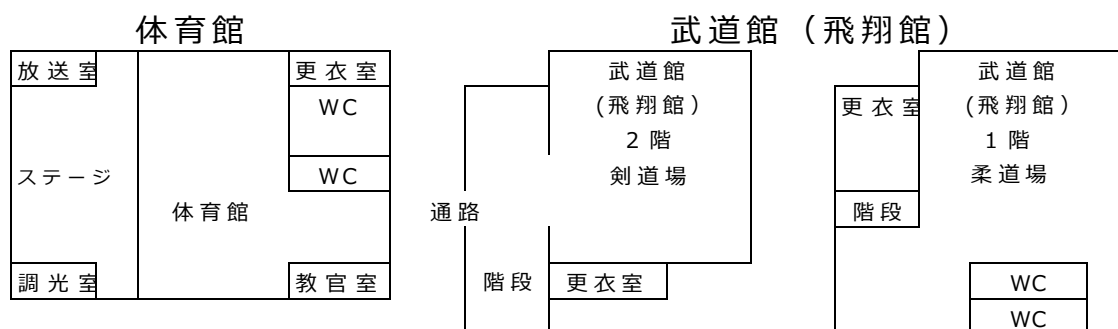
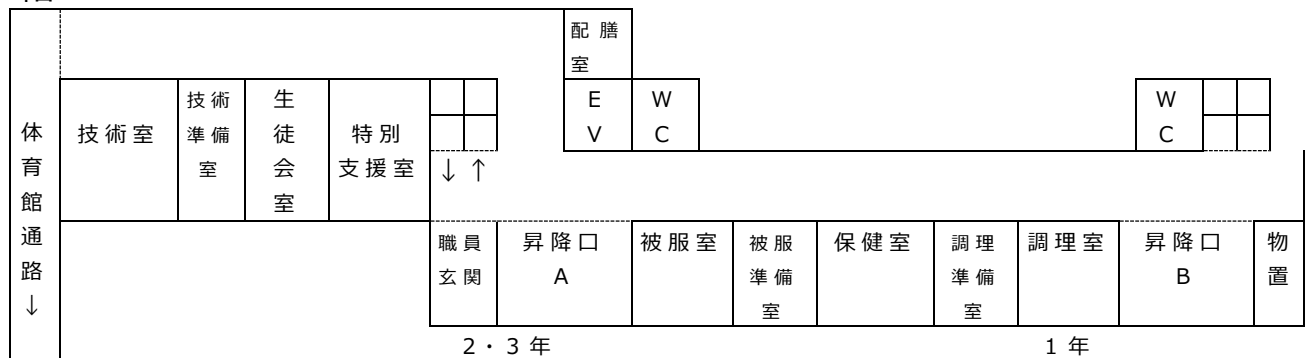
3 階



2 階



1 階



戸田市立笹目中学校通学路



